



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目 次

- ◆ 「企業競業避止実施コンプライアンスガイドライン」に関する Q&A 2
 - ◆ 最新法律動向 5
- 一、「中華人民共和国对外貿易法(2025 年修正)」
- 二、「中華人民共和国危険化学品安全法」
- 三、「外商投資企業による国内の再投資を奨励する上海市の若干措置」
- 四、「企業の登記抹消に関する指針(2025 年改訂版)」

「企業競業避止実施コンプライアンスガイドライン」に関する Q&A



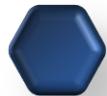
パートナー 朱 向鳴

人材育成・社会保険部は、2025年9月4日に「企業競業避止実施コンプライアンスガイドライン」(人社庁発[2025]40号、以下「ガイドライン」という)を公布しました。当該「ガイドライン」は、公布日から施行されます。中国へ進出する日系企業が、中国における競業避止制度の政策上の新たな動向と新たな課題へより一層適切に対応できるよう、「ガイドライン」の制定背景や重要規定について説明するとともに、当方の見解を以下のとおりまとめました。

Q: 「ガイドライン」は、強制的な法的効力を持ちますか？

A: 人材育成・社会保険部の「ガイドライン」に関する通知文書においては、「企業を指導する際の参考としてご利用ください」と記載されています。「ガイドライン」は、各地の労働行政部門に配布され、企業が競業避止を実施する際の参考資料として活用されることを目的として策定されたものであり、人材育成・社会保険部が制定する部門規章(省令に相当)ではなく、広義で理解される法的強制力を有するものではないと考えます。但し、競業避止を巡る紛争及び関連する監督管理問題について、行政監督機関と司法機関に共通する基本的な考え方とコンプライアンス基準を集中的に反映したものであり、今後の労働監督検査における重点分野





になるとともに、司法判断においても重要な指導意見になると考えられます。企業が競業禁止制度を制定、審査、実施するにあたって十分な注意を払う必要があります。

Q:「ガイドライン」は、競合禁止制度にどのような影響をもたらしますか？

A:「ガイドライン」は、「労働契約法」(第 23~24、90 条)「労働紛争案件の審理における法律適用問題に関する解釈(一)」(第 36~40 条)、「労働紛争案件の審理における法律適用問題に関する解釈(二)」(第 13~15 条)等既存の規定を体系的に整理し、その基盤の上に詳細な実務指導を提供するものです。その主な内容は以下のとおりです。

- 競業禁止を実施する前提条件の明文化
- 競業禁止の実施が「必要かつ合理的な原則」に従うべきことを明文化
- 競業禁止対象者範囲の詳細化
- 企業と労働者の権利義務の詳細化
- 競業禁止に関する経済的補償金と違約金に対する指導意見
- 競業禁止義務の履行に対する指導意見

Q:競業禁止制度を合法的に運用する前提条件はありますか？

A:「労働紛争案件司法解釈(二)」第 13 条第 1 項は、「労働者が企業の商業秘密及び知的財産権に関連する秘密事項を把握しておらず、また接触していない場合に、労働者が競業禁止条項の効力が生じないことを確認する請求をしたときは、人民法院は法律に基づきこれを支持する」と明確に規定しています。「ガイドライン」第 5 条は、「競業禁止を実施する前に、企業がその保有する商業秘密の内容と範囲を確認しなければならない」と規定しています。即ち、「労働紛争案件司法解釈(二)」の上記規定と同様に、明確かつ合法・有効な商業秘密の存在は、競業禁止運用の前提であることが明確にされています。

Q:「ガイドライン」には、競業禁止の適用対象範囲に関する指導がありますか？

A:競業禁止の適用対象について、現行「労働契約法」では、高級管理職、高級技術者、その他秘密保持義務を負う人員、の三種類の対象を定めています。「ガイドライン」では、「その他秘





密保持義務を負う人員」について、企業が事前に、競業避止を実施する理由、守るべき秘密の具体的な内容を告知・説明しなければならないと指導しています。また、「産業通用の専門知識・技能のみを有する者」および「業務で接する情報が企業の一般的な経営情報に限られる者」について、「ガイドライン」では「競業避止の適用対象外にすべき」と指導しています。

Q:「ガイドライン」には、競業制限補償金に関する指導がありますか？

A:「ガイドライン」の第 12 条では、「補償金額が商業秘密の研究開発コストと商業的価値、競業避止の範囲、労働者の在職期間中の給与水準、およびその職業発展への影響の程度など、複数の要素を総合的に考慮する必要がある」と規定し、さらに、第 13 条では、具体的な補償の下限基準を設定し、月額の経済的補償は通常、労働者の労働契約解除または終了前 12 か月間の平均賃金の 30%を下回ってはならず、かつ労働契約履行地の最低賃金基準を下回ってはならないと指導しています。また、これまでの司法解釈による補償基準と比較して、競業制限期間が 1 年を超える場合、月間補償金は原則として労働者の労働契約解除または終了前 12 か月間の平均賃金の 50%を下回らないという新たな指導意見がでています。

Q:「ガイドライン」において、競業制限違約金に関する指導がありますか？

A:労働者に対する競業避止補償と不相応で過大な違約金の設定を防止するため、「ガイドライン」は重要な参考基準を設定し、違約金は「通常、合意された競業避止経済補償の総額の 5 倍を超えない」と指導しています。



一、「中華人民共和国对外貿易法(2025年改正)」

中国語名称:《中华人民共和国对外贸易法（2025修订）》

公布機関:全国人民代表大会常務委員会

公布日:2025年12月27日

施行日:2026年3月1日

リンク:http://www.npc.gov.cn/npc//c2/c30834/202512/t20251227_450709.html

解説:

1994年に「中華人民共和国对外貿易法」が可決・施行された後、同法は3回の改正を行った。このほど、中国の对外貿易分野における複数の制度的イノベーションおよび成熟した実務慣行を、法制度として昇華させるため、同法は第4回目の改正を行った。改正した同法(以下、「新法」という)は2026年3月1日から施行される。新法には以下のような注目すべき点がある。

- 新法による新業態・新モデルへの支援

新法は、クロスボーダー電子商取引や对外貿易総合サービスなどの新業態・新モデルに対して明確な支援を示している。(第59条)

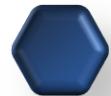
- デジタル貿易とグリーン貿易に関する初の法規定

新法では、デジタル貿易およびグリーン貿易について初めて明記された。電子小切手(電子提单)や電子インボイス(電子発票)の利用を明確に支持するほか、デジタル証明書や電子署名の国際的相互承認を推進し、デジタル貿易の革新発展を加速する。(第60条)

また、新法第61条では、「中国はグリーン貿易システムの構築を加速し、低炭素型製品の輸出入を奨励し、グリーン貿易にかかる製品標準、認証、標識システムの構築を推し進め、グリーン貿易に関する国際協力を強化する」と定められている。グリーン貿易体制の構築を強化することが伺える。

これらの点から、新法には先進的な制度設計が反映されており、中国の貿易構造の転





換と国際的先進理念との整合が図られているといえる。

- クロスボーダーサービス貿易ネガティブリスト制度の導入

新法では、クロスボーダーサービス貿易(海外のサービス提供者を対象として、クロスボーダー取引や海外消費、自然人移動という形で展開する国際サービス貿易を指す。)に対し、ネガティブリスト制度が初めて導入され、サービス貿易分野の開放性とルール透明性を向上させる。将来的にはサービス貿易の対外貿易に占める比率の拡大が期待される。

- 貿易政策コンプライアンスマカニズムの初の法規定

新法第7条では、「貿易政策コンプライアンスマカニズム」が新たに規定された。これにより、県級以上の地方政府は貿易政策策定前にWTO規則など国際通例への適合性を評価する義務が生じる。この措置により、中国が策定する貿易政策が国際的通例と整合した形で運用されることが確保される。

今回の对外貿易法改正では、「改革措置を法制度として定める」ことが重要な目標の一つとされている。国際的な観点から見ると、一旦法律に明記された制度は長期にわたり継続されるだけでなく、将来的にさらに強化される可能性がある。特にグリーン貿易や電子商取引の分野では、法制定を契機に今後一連の具体的措置が展開されることが見込まれており、産業界にとって大きな追い風となると考えられる。こうした点は、国際的な先進理念を制度面から具現化したものだといえる。また、貿易政策コンプライアンスマカニズムが立法レベルへ引き上げられることで、外資企業にとって、より公平で開放的かつ透明性の高い事業環境が整備され、中国への投資に対する信頼感や将来の予見可能性が高まるとの見方も示されている。

二、「中華人民共和国危険化学品安全法」

中国語名称:《中华人民共和国危险化学品安全法》

公表機関:全国人民代表大会常務委員会

公布日:2025年12月27日

施行日:2026年5月27日

リンク:http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202512/t20251227_450708.html



解説:

危険化学品の安全管理を一層強化するため、2002 年に公布・施行されていた「危険化学品安全管理条例」(以下、「管理条例」という)と並行して、このほど、全国人大常務委員会は「中華人民共和国危険化学品安全法」を作成・公布した。同法は 127 条で構成され、総則、企画配置、生産・保存安全、使用の安全、経営の安全、運輸の安全、危険化学品の登記、事故時の緊急対応と救援、法的責任、附則の全 10 章で構成されている。章立てからみれば、「管理条例」と概ね共通しているが、内容面では管理条例よりも更に充実しており、行政処罰の種類と過料金額の上限も大幅に引上げている。これらの点から、危険化学品安全管理に対する規制を一段と強化しようとする立法趣旨が伺える。

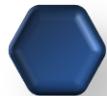
具体的には、危険化学品を取り扱う事業者は、全従業員を対象として安全生産責任制度を実施するとともに、安全リスクの分級管理と潜在的な危険要因に関する調査・是正メカニズムを確立しなければならない。その主要責任者は事業者の危険化学品の安全生産作業に責任を負う。(第 5 条)

また、本法は、危険化学品の生産許可、営業許可、使用許可について申請条件および審査手続を明確にするとともに、企業に対し、適合する安全技術文書および安全ラベルを提供することを要求している。重大な危険源については、登録・ファイル化、定期的な検査および届出を実施しなければならない。(第 13 条、30~31 条、48 条、53 条)

猛毒の化学品および爆発しやすい危険化学品の調達、販売、輸送、譲渡については、厳格な許可および届出の要件が設けられており、インターネットを通じた猛毒の化学品および爆発しやすい危険化学品の販売・購入は禁止される。危険化学品の輸送安全管理を強化し、車両、船舶、人員の資格、緊急対応計画などを含む内容が規定されている。

なお、危険化学品に関する事故の対応効率を高めるため、工業・情報化、公安、生態環境、交通運輸などの関係部門による連携監督、情報共有、事故緊急対応メカニズムも設けられている。責任規定においては、各種違法行為に対する行政処分の基準が詳細に定められている。なかでも注目されるのは、危険化学品を違法に生産・使用・経営する場合の過料の下限額を「管理条例」に定めている額から大幅に引き上げられている点である。具体的には、20 万から 30 万元(危険化学品の代金が 10 万未満である場合)または危険化学品代金の 5 倍(危険化





学品の代金が 10 万以上である場合)までに引き上げられる。こうした点から、「管理条例」と比較して、本法は危険化学品の安全管理規制に違反した行為に対する処罰が一層厳格化されていることが分かる。

三、「外商投資企業による国内の再投資を奨励する上海市の若干措置」

中国語名称:《上海市鼓励外商投资企业境内再投资若干措施》

公布機関:上海市發展改革委員會、上海市商務委員會等

公布日:2026 年 1 月 6 日

施行日:2026 年 1 月 6 日

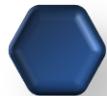
リンク:https://fgw.sh.gov.cn/fgw_kfjjfz/20260105/a3de17bf83234feba56fc74281e0afc5.html

解説:

2025 年 7 月 7 日、外商投資の誘致と利用をさらに強化し、外商投資企業による国内の再投資を奨励するため、「外商投資企業による国内の再投資を奨励する若干措置の実施に関する国家發展改革委員会等の部門の通知」(中国語名:《国家发展改革委等部门关于实施鼓励外商投资企业境内再投资若干措施的通知》)(以下、「国家レベルの通知」という)が公布・施行された。このほど、中国における重要な外商投資目的地である上海市は、「国家レベルの通知」に基づき、同市のこれまでの外商投資促進の実情を踏まえ、外商再投資促進に関する地方レベルの規定(以下、「本通知」という)を策定し、2025 年 12 月 26 日付で可決され、2026 年 1 月 6 日から施行されることになった。

本通知は全 20 条で構成され、外商投資企業による国内の再投資を支援する投資方式、産業用地の利用方式の柔軟化、外商投資企業の技術高度化及びその輸入製品の国内生産の促進、ならびに行政サービスの更なる効率化などの支援措置を定めている。その主な内容は以下のとおりである。

- 外商投資企業による国内の再投資方式の多様化:本通知は、国家レベルの通知と同様に、外商投資企業が多様な方法を通じて中国国内での再投資を拡大することを促進している。



中国国内で法により設立された外商投資企業が未配当利益を活用すること、または海外投資者が中国国内で適法に受け取った人民元と外貨建ての利益を用いて再投資を行う場合が対象とされている。再投資の形態としては、上海市内における新規企業の設立、既存企業への増資、または中国国内企業の株式・出資額・財産持分その他の類似する権利の取得、および投資プロジェクトの実施などが挙げられる。(第1条)

- 産業用地の利用方式の柔軟化：土地資源の最適な配置を推進し、産業用地に対してリース後譲(リース後に使用権を譲渡する方式)、リースと譲渡の組み合わせ、長期リースなどの多様な利用モデルを認めるとともに、産業誘導の方向性に合致する工業用地については「20年間のフレックス期間+申請による延長」制度が導入される。具体的には、工業用地の使用期間が満了する場合であっても、それにかかる産業が引き続き産業誘致政策に合致する場合、外商投資企業は既存の土地使用権協議書で定められた価格で土地を使用期間を延長することができる。さらに、国家レベルまたは上海市レベルの重大な外資プロジェクトについては、工業用地の譲渡期間は最長50年にすることができる。(第3条)
- 外商投資企業に対する資金支援の強化：上海市は、市級特別資金および国家超長期特別国債を活用して、外商投資企業による技術改造、設備更新、生産拡大を支援するとともに、外商投資企業の再投資による研究開発機関や技術革新プラットフォームの設立を奨励する。そのほか、外商投資企業はサービス貿易特別資金からの支援も受けられるようになる。
- 政務サービス効率の向上：医療機器の生産転換に関しては、登録および生産システムに関する現場検査を免除するとともに並行審査を実施することで、審査・承認の効率を向上させる。また、統一された品質管理体制の下で、外資系医薬品卸売企業が複数地域にまたがる倉庫連携物流を展開することが認められ、要件を満たす外資系チェーン食品販売店については、新規出店の食品営業許可の取得に際し、現地確認手続きが省略される。
- 外為登記および資金使用プロセスの最適化：本通知は、国内再投資における外為資金の移転および使用に関する制限を緩和し、適格海外有限責任組合員(QFLP)などのスキームを通じた再投資を支援するとともに、株主ローン、パンダ債など多様な資金調達手段の活用を促進する。





さらに、本通知は国内再投資情報報告制度の推進および外商投資促進に関する成果評価の強化を求めており、再投資の規模およびその社会経済的貢献を評価体系に組み入れることとしている。あわせて、専用の政策コーナーの設置や多言語による解説を通じて対外的な情報発信を強化することも求められている。

本通知は、外商投資企業の再投資に関する促進措置を具体化・整備することにより、上海市における外商投資の誘致及び関連産業の発展に資するだけでなく、中国の他地域での外商投資企業再投資の関連規定の作成や整備にとって、重要な先例になることが期待される。

四、「企業の登記抹消に関する指針(2025年改訂版)」

中国語名称:《企业注销指引(2025年修订)》

公布機関:国家市場監督管理総局、公安部、人材資源社会保障部、中國人民銀行、海關総署、
税務総局

公布日:2025年12月12日

施行日:2025年12月12日

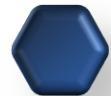
リンク:https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/djzcj/art/2025/art_1b0f53c66d4c4daf893f7220a394ac7b.html

解説:

近日、国家市場監督管理総局、公安部などの六つの行政機関は「企業の登記抹消に関する指針(2025年改訂版)」を公告した。本指針は、企業が市場から撤退する際の基本的な手続きを整理したものであり、外商投資企業を含む各種市場主体による撤退手続きの取り扱いにおいて実務上の利便性を大きく高めるものと考えられる。

本指針では、解散決議、清算および利益配当、登記抹消といった流れを明確化するとともに、企業の登記抹消の事由、清算委員会の設置とその職責、債権者に対する公告手続き、剩余資産の整理と分配、清算報告書の作成といった各段階について規定している。また、通常の抹消手続きと簡易抹消手続きを細分化したうえで、税務、社会保険、税關、銀行などの複数部門が

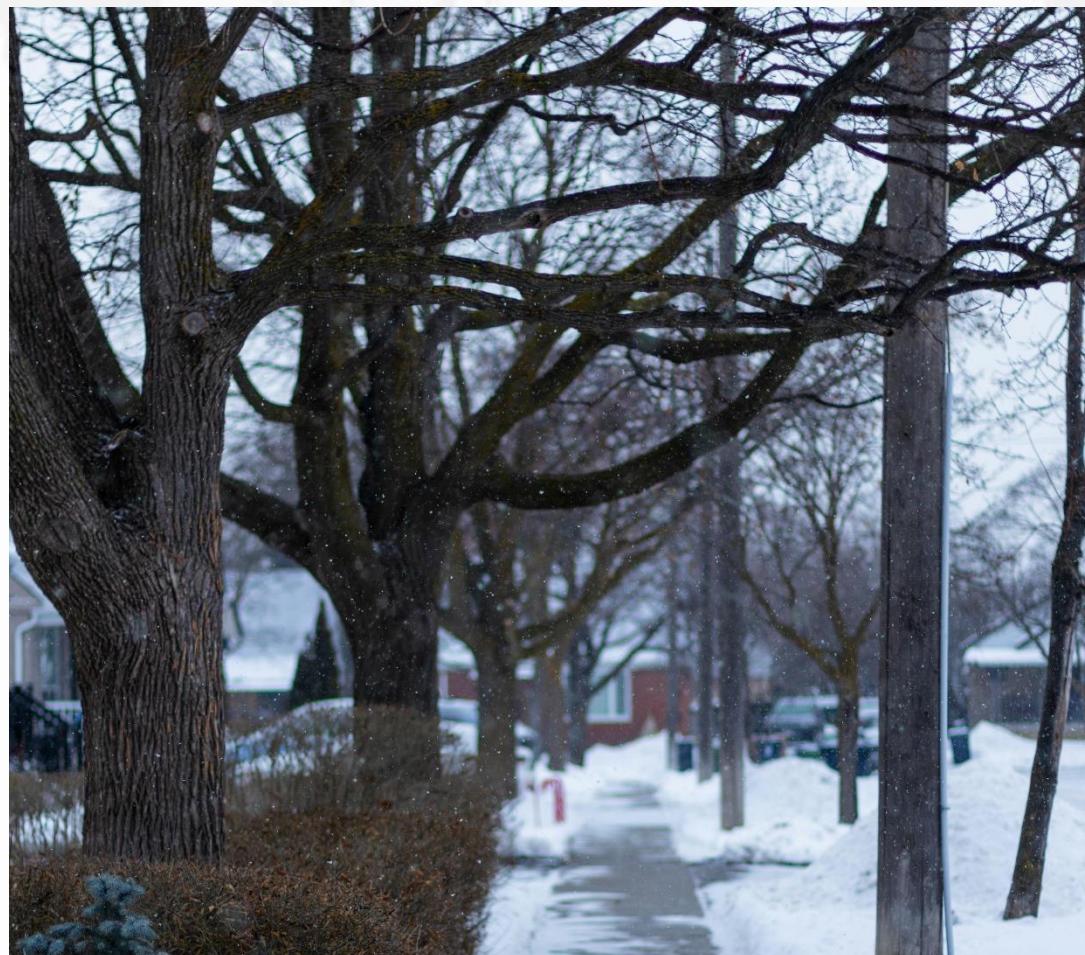




連携して「一つの業務」(中国語:一件事)として抹消手続きを取り扱うことを定めている。抹消手続きの効率化が一層図られている。

さらに、株主の所在不明、企業による自己清算不能、営業許可証や公章の紛失、支店の未抹消といった特別な状況についても、具体的な対応指針が示されている。本指針は、清算委員会の構成員、株主、登記代理人などの責任を明確化・強化するとともに、会社法および関連する司法解釈などの法令に基づき、虚偽資料の提出、事実の隠蔽、悪意ある抹消といった違法行為に対する処罰措置を明確にしている。例えば、会社が清算を行うにあたり、債権者に対する公告を行わなかった場合には、登記機関から是正を命じられるほか、1万～10万元の過料が科される。(会社法第255条)

なお、本指針は、企業が抹消登記を行う前に、税務、社会保険、債務などの事項について法に基づき清算し、債権者、従業員および公共の利益を保障しなければならないと定めている。これにより、登記抹消手続きが企業清算手続きの最終段階であることが明確にされている。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>
E-mail : jp@east-concord.com

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階
Tel: (86-10) 6590 6639

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 24 階
Tel: (86-755) 2633 8900

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路 358-369 号
宏程國際大廈 29 階
Tel: (86-571) 8501 7000

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴區江東中路 347 号
国金センター オフィスビル一期 36 階
Tel: (86-25) 8317 8000

北京東城区支所

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階
Tel: (86-10) 6590 6639

香港支所

住所: 香港湾仔港湾道 26 号
華潤ビル 28 階 2803、2803 A 室
Tel: (85-2) 2816 6888

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭廣場 11 階
Tel: (86-21) 5191 7900

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号
金禾センター 29 階
Tel: (86-27) 8860 3060

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階
Tel: (86-28) 6010 8998

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号
都市之門 B 座 709 室
Tel: (86-29) 6886 1913

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路 5 号
凱華國際中心 39 階
Tel: (86-20) 3885 7515

バンクーバー支所

住所: カナダの卑詩省バンクーバー西ジョージア街 701 号 555 室
Tel: (1-236) 607 0146

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2
第一生命日比谷ファースト 12 階
Tel: +81 3 6892 5570



本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおり
ご連絡ください。

| | | | |
|---------|---------------|---------|--|
| 張 青 華 | 弁護士 | 勤務地: 北京 | E-mail: qinghua_zhang@east-concord.com |
| 張 和 伏 | 弁護士 | 勤務地: 北京 | E-mail: zhanghefu@east-concord.com |
| 韓 晏 元 | 弁護士 | 勤務地: 北京 | E-mail: hanyanyuan@east-concord.com |
| 陳 宏 | 顧 問 | 勤務地: 北京 | E-mail: chenhong@east-concord.com |
| 管 氷 | 弁護士 | 勤務地: 北京 | E-mail: guanbing@east-concord.com |
| 張 嵩 | 弁護士 弁理士 | 勤務地: 北京 | E-mail: song_zhang@east-concord.com |
| 傅 春 涛 | 顧 問 | 勤務地: 北京 | E-mail: jassmine.fu@east-concord.com |
| 薛 侖 | 弁護士 弁理士 | 勤務地: 北京 | E-mail: xuelun@east-concord.com |
| 葉 鵬 | 弁護士 | 勤務地: 北京 | E-mail: yepeng@east-concord.com |
| 宮 晓 燕 | 弁護士 | 勤務地: 北京 | E-mail: xiaoyan_gong@east-concord.com |
| 羅 佳 | 弁護士 | 勤務地: 北京 | E-mail: luojia@east-concord.com |
| 範 立 群 | 弁護士 | 勤務地: 上海 | E-mail: fanliqun@east-concord.com |
| 朱 向 鳴 | 弁護士 | 勤務地: 上海 | E-mail: zhuxiangming@east-concord.com |
| 山 口 直 彦 | 顧 問 日本国弁理士 | 勤務地: 北京 | E-mail: yamaguchi@east-concord.com |
| 梁 巍 | 顧 問 | 勤務地: 北京 | E-mail: liangwei@east-concord.com |

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クラ
イアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害につ
いては責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います。具体的なケースについて、アド
バイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますよう宜しくお願ひ申
上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所(East & Concord Partners)に
帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリング
リスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。